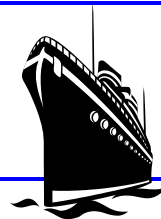


MSI Marine News

トピックス

●海上保険の総合情報サイト **MARINE@vi** もぜひ、ご覧ください。(http://www.ms-ins.com/marine_navi/)



トラックへの運行記録計（タコグラフ）装着義務化拡大について

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令が2014年12月1日に公布され、運行記録計（タコグラフ）の装着義務対象車両が拡大されました。本改正は、従来運行記録計の装着義務のない車両総重量7トンクラスのカテゴリーにおいても、死亡事故や重傷・軽傷事故が多発しており、長距離・長時間輸送も比較的多い状況にあることから、交通事故削減の観点から一層の重点的な安全対策を行うべく実施されたものです。

本稿では、本改正内容についての概要についてご紹介いたします。

1. 運行記録計の装着義務

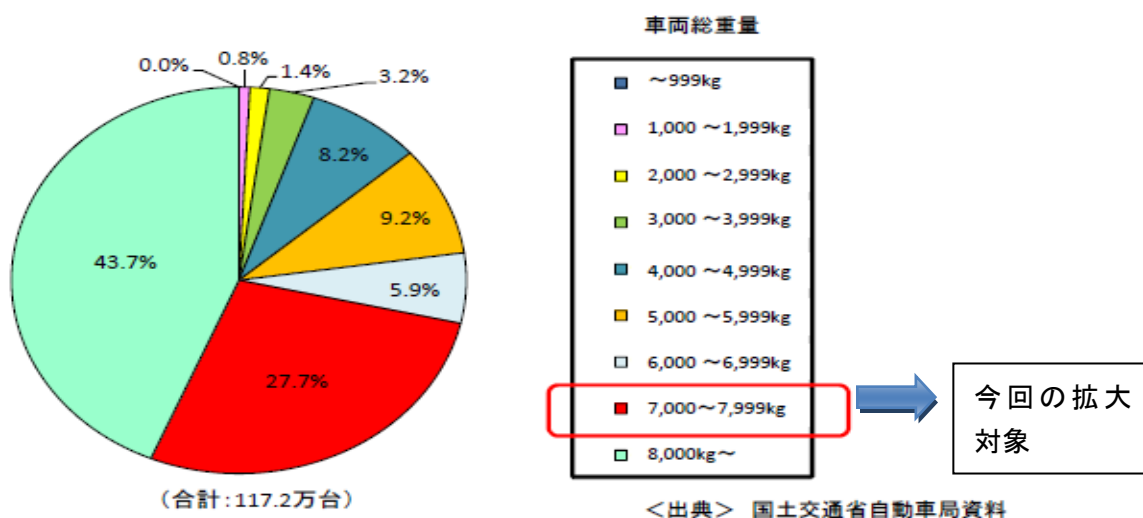
「車両総重量8トン以上」、又は「最大積載量5トン以上」の大型トラック等に関しては、1967年より運行記録計の装着が義務付けられています。しかしながら、度重なる重量規制違反の事案を踏まえ、今回「車両総重量7トン以上」又は「最大積載量4トン以上」のトラックまで拡大されることになりました。

本改正は新規登録車両に関して2015年4月より適用開始となり、既存車両に関しては2年間の経過措置を導入したうえで2017年4月から適用対象となります。

これにより以下図表①の通り事業用貨物自動車の約70%超に装着義務が課せられることとなります。なお、現時点で販売されているデジタル式の運行記録計の多くは1台約20万円前後であり、事業者にとっては大きな負担となることから、義務付けられる機器に関しては当面は「従来型のアナログ式とデジタル式のどちらでも可能」となっています。

図表①

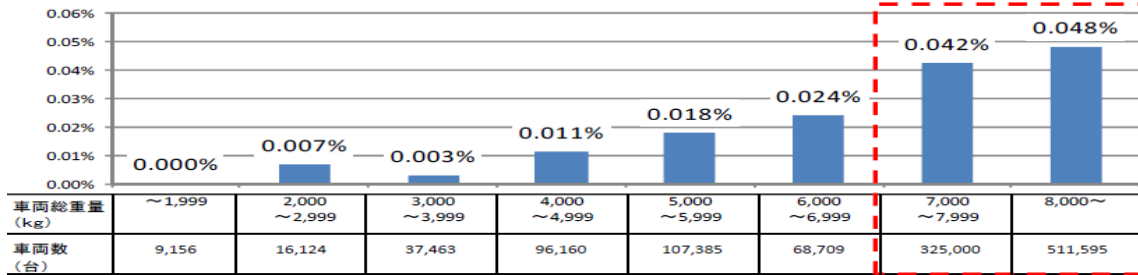
事業用貨物自動車台数(車両総重量別)全車両の内訳



また、今回車両総重量7トン以上のトラックが対象となったのは次の図表②③の通り車両総重量の増加に伴い車両一台あたりの死亡率が高くなっており、特に7トンを境に発生率が高くなっていくこと及び軽傷・重傷事故の発生率についても他の区分と比較して突出して高いことが考慮されています。

図表②

平成23年 車両総重量別事故率(死亡事故)



※軽自動車・被牽引車を除く

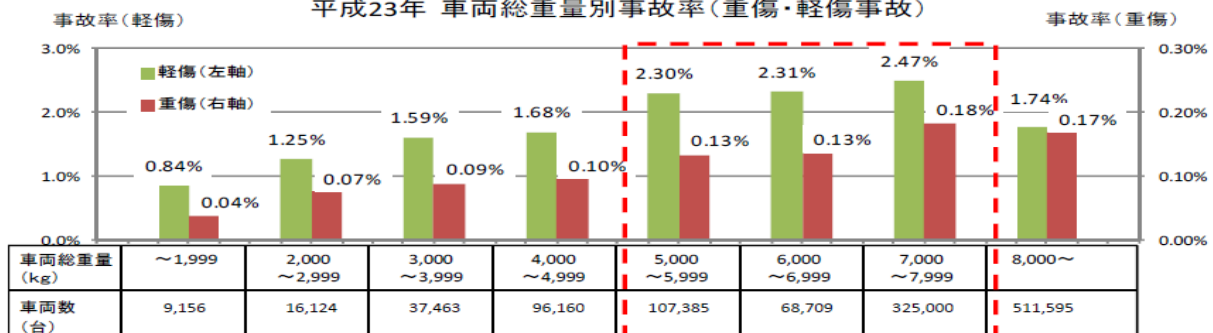
<定義> 事故率=事故件数÷車両数

<出典>

事故数:(財)交通事故総合分析センター
車両数:(財)自動車検査登録情報協会

図表③

平成23年 車両総重量別事故率(重傷・軽傷事故)



※軽自動車・被牽引車を除く

<定義> 事故率=事故件数÷車両数

<出典>

事故数:(財)交通事故総合分析センター
車両数:(財)自動車検査登録情報協会

2. 運行記録計の普及・義務化のロードマップについて

現在一般的に普及しているアナログ型運行記録計は、速度計に取り付けられたタコチャート紙に走行速度に応じ上下運動する針が走行情報を記録することにより、運転速度、移動距離、運転者情報といった基本情報を得ることが可能なもので、今回の義務化は本件に関連して公表された運行記録計の普及に向けたロードマップの第一ステップと位置づけされています。現在検討されている次世代運行記録計は、速度、距離といった基本機能に加え、瞬間加速度、燃費等の計測・記録と運転支援機能、ドライブレコーダーとの連携、I C運転免許証の認証、運転者単位での運行管理徹底等の多様な機能を盛り込むことで記録情報が高精度化し労務時間の管理強化・安全対策につなげることを狙いとしているようです。ロードマップでは第二ステップ(2014・2015年度)以降、昨今の技術進歩等に対応した次世代運行記録計についての検討を進め、第三ステップ(2016年度以降)で次世代運行記録計の実用化・普及推進に向けた検討を行うとしています。次世代運行記録計がドライブレコーダー同様に検討・普及が進んでいくか注目されています。

<参考文献一覧>

国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/>

以上